

**「障害者週間」(12月3日から9日まで)
にあたって**

12月9日は、昭和50年(1975年)に「障害者の権利宣言」が国連総会で採択された日です。国際障害者年だった昭和56年(1981年)を記念して12月9日が「障害者の日」となりました。その後の平成5年には、それまでの心身障害者対策基本法が障害者基本法に改められた際に、12月9日を「障害者の日」とすることが法律に規定されました。

一方、12月3日は、昭和57年(1982年)に「障害者に関する世界行動計画」が国連総会で採択された日であり、平成4年(1992年)の第47回国連総会で、12月3日を「国際障害者デー」とすることが宣言されています。

この「国際障害者デー」(12月3日)から「障害者の日」(12月9日)までの1週間は、平成7年に国の障害者施策推進本部で「障害者週間」とすることになりました。

「障害者週間」の期間中には、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加することを促進するため、国や地方公共団体は民間団体等と連携して障がい者の自立及び社会参加の支援のための様々な取り組みを実施することとされています。

大阪市においては、12月3日(月)に市役所玄関ロビーで街頭キャラバンの出発式が行われ、小泉理事長をはじめとした役員や多くの会員が参加しました。出発式では障がい者団体を代表して大阪市身体障害者団体協議会の手嶋会長のあいさつがあり、大阪市の鍵田副市長から激励のあいさつがありました。



12月5日(水)には街頭広報宣伝活動があり、当会からは小泉理事長が代表して参加しました。今回は市内24区のうち、福島区・天王寺区・生野区・大正区・東住吉区の5区を廻り、市民に向けて障がいがある人の福祉について関心と理解を広めてきました。

12月7日(金)には、大阪市への要望書を提出し

ました。大阪市身体障害者団体協議会の手嶋会長、大阪市聴言障害者協会の廣田会長、大阪市視覚障害者福祉協会の山野会長、当会からは長谷川副理事長が出席し、大阪市役所 福祉局 障がい者施策部 中島部長に要望書を手渡しました。



なお、提出した要望書の各事項については次のとおりになります。

要望書

1. 前の橋下市長が明言された、大阪市所有施設の空きスペースを活用した障がい者の総合福祉センターの設置については、表明以降4年が経過するも未だにその計画年次等が明らかではありません。早急に提示されたい。

また、それが設置に当たっては広く市内の障がい者団体の意見を聴取するよう要望する。

2. 3月に策定された第5期「大阪市障がい者支援計画」および「大阪市障がい福祉計画」については、その着実な実行を要望する。

また、全市職員に対する障がい者についての理解を深めるための研修を、より一層充実したものとして実施することを要望する。

3. 障がいがある人もない人も共に暮していきやすい街づくりを推進していくために、大阪市においても差別解消条例を制定するよう要望する。

なお、その制定に当たっては検討委員会を設置し、そこに市内居住の障がい者が当事者としてより多く参加できるよう、合わせて要望する。

4. 手話や点字など障がい者のコミュニケーション手段を保障するとともに、法律に基づいた聴覚障がい者情報提供施設の設置と情報通信ネットワークの一層の充実を要望する。

また、大阪市においても手話教育や日常生活における手話によるコミュニケーションを保障する手話言語法の制定に向けて、より一層国に働きか